

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。  
周防大島町でも高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、平成24年度から平成26年度までの第5期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用をまかなうために新たに保険料を算定しました。

### ○65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用をまかなうために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。

### ●第5期（24～26年度）保険料 保険料基準額 63,000円（年額）

所得段階	対象者	算定式	保険料（年額）
第1段階	○生活保護受給者 ○町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.50	31,500円
第2段階	本人が町民税非課税 世帯が町民税非課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入が 80万円以下	基準額 × 0.60
特例 第3段階		合計所得金額 + 課税年金収入が 120万円以下	基準額 × 0.70
第3段階		第2段階、特例第3段階以外	基準額 × 0.75
特例 第4段階	本人が町民税非課税 世帯が町民税課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入が 80万円以下	基準額 × 0.85
第4段階		特例第4段階以外	基準額 × 1.00
第5段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が125万円未満	基準額 × 1.10
第6段階		本人の合計所得金額が190万円未満	基準額 × 1.25
第7段階		本人の合計所得金額が190万円以上	基準額 × 1.50

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

### ○介護保険料の納め方

#### ■40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

#### ■65歳以上の方の保険料

・受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます。年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

・受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます。役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。

#### ■納付場所

各総合支所、各出張所、納付書に記載された町の指定金融機関等で納めます。

※保険料を納め忘れないために、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。

### ○保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

※平成24年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

◆問い合わせ 介護保険課 介護保険班 ☎0820（77）5503